

交 通

町運行バス「う・ら・ら」乗車運賃助成

通院・通学等で町運行バス「う・ら・ら」を利用する方が、バス利用の際に手帳を提示した場合に、バス料金が免除されます。

- 1 対象者
 - ・身体障害者手帳を持っている本人と身体障害者手帳1・2級を持っている方の介護者1名。
 - ・療育手帳を持っている本人と療育手帳A・B判定を持っている方の介護者1名。
 - ・精神障害者保健福祉手帳を持っている本人と精神障害者保健福祉手帳を持っている方の介護者1名。
- 2 利用者負担 無料
- 3 留意事項 乗車時にバス運転手に手帳の提示が必要となります。
なお、マイナポータル連携された「ミライロID」(障害者手帳スマートフォンアプリ)に限り、手帳の代替としてご利用いただけます。

知多バス運賃割引

障害者手帳を提示することで、知多バスの運賃が一部割引となります。

1 対象者・割引内容

旅客鉄道株式会社 運賃減額種別	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	普通運賃・回数券		定期券
				本人	付き添い	本人
第1種	(P38参照)	A判定	1～3級	5割引	5割引	5割引
第2種	第1種以外	B・C判定	-	3割引	3割引※	3割引

※本人と同一区間・有効期限で同時購入の通勤定期に限る

- 2 問い合わせ 知多乗合株式会社 TEL 0569-21-5231 FAX 0569-22-8295

タクシー料金割引

障がい者手帳をお持ちの方がタクシー乗車時に手帳を提示すると、料金の一部が割引となります。

- 1 対象者 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者
- 2 適用範囲 日本国内
- 3 割引率 料金の10%
- 4 問い合わせ 各タクシー会社(タクシー内で運転手に提示)
- 5 必要書類等 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳

タクシー料金助成

電車・バス等の通常の交通機関を利用することが困難な障がい者に対し、タクシー料金の一部を助成します。

- 1 対象者 (1) 在宅の身体障害者手帳1・2級の身体障がい者であり、電車・バス等の通常の交通機関を利用することが困難な方。
ただしリフト付タクシーを利用する方は車いすの常用者、又は、寝たきり状態で移動にストレッチャーが必要な方にかぎりあります。
(2) 在宅の療育手帳A・B判定の知的障がい者であり、電車・バス等の通常の交通機関を利用することが困難な方。(一般車)
(3) 精神障害者保健福祉手帳が1級の方。(一般車)
(4) 人工呼吸器、胃ろう等を使用し、看護師等によるたんの吸引、経管栄養注入等の医療的介助を要する方

2 助成額

タクシー車種区分	1回の助成額	助成券交付枚数
一般車	基本料金 (お迎え料金を含む)	年間24枚以内
リフト付タクシー	3,640円	年間24枚以内

- 3 利用者負担 1回の利用につき、利用料金から助成額を差し引いた額が利用者の負担となります。
- 4 取扱タクシー会社 タクシー料金助成時に利用可能な会社一覧をお渡しします。
- 5 申請先 障がい支援課
- 6 必要書類等 (1) 申請書
(2) 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳
- 7 留意事項 (1) タクシーの運転手に助成券を提出する際に、手帳やタクシー券の提示が必要となります。
(2) 自動車税種別割及び(軽)自動車税環境性能割の減免(P41・42)を受けている方は対象となりません。

有料道路通行料金の割引

通勤・通学・通院等日常生活のため、自ら又は介護者が運転する乗用自動車でも有料道路を通行する場合、通行料金が割引となります。

- 1 対象者 (1) 身体障がい者(1級～6級)が、自ら運転する場合
(2) 重度の身体障がい者(JR割引第1種身体障がい者)又は知的障がい者(A判定)を乗せて、介護者が運転する場合
- 2 割引率 通常料金の半額
(ただし、端数が生じる場合はお支払い額を10円単位で切り上げ)
- 3 申請先 障がい支援課

- 4 必要書類等 (1) 申請書
(2) 身体障害者手帳・療育手帳
(3) 自動車運転免許証 (本人運転のみ)
(4) 自動車検査済証 (又は電子車検証)・軽自動車届出済証
※ (5) ETCカード (障がい者本人名義(未成年者は保護者名義))
※ (6) ETC車載器セットアップ申込書・証明書
※ ETCをご利用になる方のみ

- 5 留意事項 (1) ETCレーンを利用する場合
割引対象となる自動車は、乗用自動車・身体障がい者輸送車等で本人又は家族が所有するもの1台となります (営業用車輛を除く)。
ただし、介護者が運転する場合で、本人又は家族がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該障がい者を継続して日常的に介護する方が所有するもの1台が対象となります。
※ ETC利用登録されている方で、ETCを利用しなくなった場合、対象障がい者の方が亡くなられた場合、対象障がい者の方の障がい
が治癒した場合は、書面による登録削除の手続きが必要です。

(2) 令和5年3月27日からの変更点

①オンライン申請の導入

オンライン申請にはマイナンバーカードと「マイナポータル」の登録が必要です。(自家用車を事前登録のうえ ETC 利用申請される方が対象)

オンラインによる申請受付サイト

<https://www.expressway-discount.jp>

②一人一台要件の緩和

事前に登録されていない自動車による利用時にも割引の対象となります。

事前登録の有無にかかわらず、事前に割引の申請手続きが必要です。詳しくは、中日本高速道路株式会社等の各道路会社のホームページを確認してください。

- 6 問合せ先 有料道路ETC割引登録係 TEL 045-477-1233
(受付時間：平日9時～17時)

鉄道運賃等の割引

身体障がい者・知的障がい者及びその介護者がＪＲ各社を利用する場合に運賃等が割引となります。私鉄もＪＲ各社運賃等の割引制度に準じて割引となります。

- 1 対象者 身体障がい者・知的障がい者及びその介護者
- 2 手帳区分

	身体障害者手帳	療育手帳
第1種	視覚障がい1級～3級・4級の一部 聴覚障がい2・3級 肢体不自由1～3級（一部を除く） 内部障がい1～4級（一部を除く）	A判定
第2種	上記以外の身体障がい者	B・C判定

- 3 利用区間 ＪＲ及び私鉄各社の経営する鉄道・船舶等
- 4 割引率 50%
- 5 割引対象 (1) 第1種該当者本人及び介護者
(2) 第2種該当者本人
※普通乗車券を単独で利用する場合は、片道100kmを越えて乗車する
場合に限られます。
- 6 必要書類等 身体障害者手帳・療育手帳
- 7 申請・問合せ ＪＲ及び私鉄各社

航空旅客運賃の割引

障がい者及びその介護者が、定期航空路線の国内線全区間を利用する場合に運賃が割引となります。

- 1 対象者 満12歳以上の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者及びその介護者
- 2 手帳区分 上記「鉄道運賃等の割引」に準じます。
- 3 利用区間 航空会社の経営する飛行機
- 4 割引率 各航空会社又は路線によって異なります。
- 5 割引対象 障がい者及び介護者
- 6 必要書類等 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- 7 申請・問合せ 各航空会社支店・営業店・指定代理店

身体障害者用自動車改造費の助成

身体障がい者の方が就労等に伴い自動車を取得した場合において、その自動車改造に要する経費を助成します。

- 1 対象者 身体障害者手帳をお持ちの方で、免許の条件を付された方
- 2 所得制限 有
- 3 補助限度額 10万円

- 4 申請先 障がい支援課
- 5 必要書類等 (1) 申請書
(2) 身体障害者手帳
(3) 改造部分の見積書
(4) 運転免許証の写し
(5) 代理権授与通知書
- 6 留意事項 改造前に障がい支援課へ相談してください。

自動車運転免許取得費の助成

身体障がい者の方が就労等のために、自動車教習所で技能を修得し、普通自動車運転免許証を取得した場合に、必要な経費の一部を助成します。

- 1 対象者 身体障害者手帳をお持ちの方（視覚障がい者を除く）
※他に条件がありますので、お問い合わせください。
- 2 所得制限 無
- 3 補助額 経費の2／3以内（限度額 10万円）
- 4 申請先 障がい支援課
- 5 必要書類等 (1) 申請書
(2) 身体障害者手帳
(3) 住民票
(4) 運転免許証
(5) 自動車学校の領収書等
- 6 留意事項 免許取得後6ヶ月以内の申請に限ります。

駐車禁止除外指定車標章の交付

障がい者本人が使用中の場合に限り、駐車禁止除外指定車標章を提示することにより、道路標識等による駐車禁止又は時間制限駐車区間の場所に駐車することで、身体等の障がいにより歩行が困難な方が、病院等への通院や日常生活活動の買い物等に際し、駐車可能な場所から目的地への移動において、身体的な苦痛を軽減するためのものです。

- 1 対象者 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、小児慢性特定疾患児手帳を受けている方のうち、交付基準に該当する障がい者を有し、歩行が困難であると認められる方
(該当内容等の詳細は愛知県警察ホームページを確認するか、警察署交通課へお問い合わせください)
- 2 申請先 半田警察署 交通課 TEL 0569-21-0110

- 3 必要書類等 (1) 身体障害者手帳等(原本)及びその写し
 (2) 必要に応じて指定医の「意見書」又は「診断書」等
 (3) 印鑑
 (4) 代理人が申請する場合は、関係を証明する書類等
 (原則親族のみ)
 (5) 更新又は再交付の場合は、既存の駐車禁止等除外指定車標章
- 4 留意事項
- ・公安委員会による駐車禁止規制が行われている部分以外では、標章を出しても駐車することはできません。
 - ・自宅付近道路で会社付近道路を自動車の車庫代わりとしたり、道路上の同一の場所に長時間駐車することはできません。
 - ・愛知県以外での標章の使用については、必ず標章を使用する都道府県警察に問い合わせをしてください。

福祉車輛の貸し出し

車いすのまま乗降できる福祉車輛等をお貸しします。

- 1 対象者 町内にお住まいで、車いす使用者及び公共交通機関を利用することが困難な障がいをお持ちの方
- 2 貸出期間 3日以内
- 3 費用負担
- ・燃料費相当額(10 kmまでを1単位とし1単位あたり100円)
 - ・通行料等運行に必要な費用
 - ・利用中の事故等に伴う損害賠償及び福祉車輛の修繕に係る費用
- 4 申請先 社会福祉協議会(福祉センター) TEL 84-3741
- 5 必要書類等 申請書・印鑑・障がいをお持ちの方の運転者の運転免許証